

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類

(平成十六年九月十五日厚生労働省告示第三百三十六号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第二十九条第三項ただし書の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十九条第三項ただし書に規定する厚生労働大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一 法人の登記事項証明書(法第五十六条の二第一項の届出に際して規則第二十九条第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類であって、その内容に変更がないものに限る。)

二 住民票の謄本若しくは抄本、住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書(法第五十六条の二第一項の届出に際して規則第二十九条第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類であって、その内容に変更がないものに限る。)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類

(平成十六年九月十五日厚生労働省告示第三百三十七号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十九条第三項第一号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。

イ 届出者の氏名及び住所若しくは居所(日本国内におけるものに限る。以下同じ。)が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条に規定する特別永住者証明書の写し(その有効な原本を提示した場合に限る。)

ロ 届出者の氏名及び住所若しくは居所が記載されている住民票の謄本若しくは抄本、住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。)

二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。

イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。)

ロ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書並びに法人の代表者に係る一に規定する書類

三 代理人が届出を行う場合にあっては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。

イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が署名又は記名押印したものに限る。)

ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が記名押印したものに限る。)及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の日前一年以内に作成されたものに限る。)

この告示による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類第一号イの規定の適用については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。)が所持する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)にあっては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第十五条第二項各号に定める期間、在留カード(出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する「在留カード」をいう。)とみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者が所持する登録証明書にあっては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第二十八条第二項各号に定める期間、特別永住者証明書(日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。)とみなす。

**○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表
第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める保管施設の基準**

(平成十六年九月十五日厚生労働省告示第三百三十八号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第一項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める保管施設の基準を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

保管施設の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

一 外部からの動物の侵入を防止するための必要な構造を有していること。

二 定期的に消毒等の衛生管理が行われていること。

三 過去十二月間にペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症の発生が、当該施設において人及び動物に臨床的に確認されておらず、かつ、当該施設においてこれらの疾病が発生する可能性がないよう必要な措置が講じられていること。

四 動物の衛生管理及び飼養管理(当該施設外からの動物の導入、繁殖、死亡、出荷等に関する情報を含む。)に関する記録簿を備えていること。

**○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表
第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域**

(平成十六年九月十五日厚生労働省告示第三百三十九号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第二項の第三欄第二号イの規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

(省略)

**○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表
第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域**

(平成十六年九月十五日厚生労働省告示第三百四十号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第四項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

(省略)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状

(平成十七年七月二十七日厚生労働省告示第三百五十二号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第二項の第一欄の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

一 材質

1 容器の本体の内側の材質は、耐水性の加工紙又は不浸透性材料(木材を除く。)であり、かつ、当該容器に入れられている動物によって損傷しない強度があるものであること。

2 容器に組み込まれている換気用のフィルターの材質は、ポリエステル樹脂その他のプラスチック樹脂であり、かつ、塵埃が通過しないものであること。

二 形状

容易に開閉できない構造であり、かつ、容器の内側と外側とが換気用のフィルターのみで接しているものであること。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物及び事項

(平成十九年三月二十七日厚生労働省告示第五十六号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第二百二十八号)附則第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物及び事項を次のように定める。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第百二十八号。以下「省令」という。)附則第二項に規定する厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物は、トキとする。

二 省令附則第二項に規定する厚生労働大臣が定める事項は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第五項の第三欄第一号に掲げる事項とする。